

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1706

4 月 の 税 務

- 1, 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
- 2, 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
納期限…4月中において市町村の条例で定める日
- 3, 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…4月10日
- 4, 2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所得税）・法人住民税）
申告期限…4月30日
- 5, 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- 6, 8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分、第2四半期分申告期限
…4月30日
- 7, 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月30日
- 8, 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間

《も く じ》

◎税務のニュース

内閣府／財政再建の足取り鈍く／歳出膨張し
借金頼み昇 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

相続税の申告状況及び法人税等の調査実績
法人税等の調査実績 …3

◇中小企業経営者のための豆知識

不動産購入と節税
1. 不動産を購入したときに必要な税金…5
2. 法人の不動産購入と登録免許税 …5
3. 法人の不動産購入にかかるその他の税金 …6

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

6 損金となる交際費
(3) 交際費とならないもの …9
(4) 売上割戻し …11

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎国等に対して財産を寄附した場合 …14

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎器具備品の仕訳

1. 器具備品とは
(1) 器具備品の定義・意味など …16
2. 器具備品の決算等における位置づけ等
器具備品の財務諸表における区分表示と表示科目 …17
3. 器具備品の会計・簿記・経理上の取り扱い
(1) 会計処理方法 …17

相続税の申告状況及び 法人税等の調査事績

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要が国税庁より公表されました。

これによりますと、被相続人数（死亡者数）が約134万人（平成28年約131万人）で、対前年比102.5%となり、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約11万2,000人（平成28年10万6,000人）で、対前年比105.5%となっています。

相続税の課税割合は、被相続人100人当たり8.3人（平成28年8.1人）で、相続税の基礎控除額の引下げが行われた平成27年分るとき（8.0人）とほぼ同じになりました。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

相続税の課税価格の合計は、15兆5,884億円（平成28年14兆7,813億円）で、これを被相続人1人当たりに換算すると、1億3,952万円（平成28年1億3,960万円）となっています。

（注）「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものです。

税額の合計は2兆185億円（前年1兆8,681億円）で、前年より約1,504億円増加し、これを被相続人1人当たりに換算すると1,807万円（平成28年1,764万円）となります。

相続財産の金額の構成比で見ると、土地が63.4%（前年対比63.0%）と最も高く、次に現金・預貯金等で17.3%（同19.5%）、有価証券の15.2%（同14.4%）、その他7.0%（平成28年も同値）の順となっています。

法人税等の調査事績

平成29事務年度に実施した法人税等の調査事績が、国税庁のホームページにて公表されました。

（注）平成29事務年度の調査事績については、平成29年2月1日～平成30年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、平成29年7月～平成30年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

これによりますと、資料情報等の分析・検討を行った結果、調査の合計検討は9万8,000件（前年対比120.9%）で、このうち74.5%（非違件数7万3,000件）で非違があり、申告漏れの所得金額は9,996億円（同120.9%）、追徴税額は1,948億円（同112.4%）に及びます。

（注） 調査による追徴税額には加算税及び地方法人税が含まれています。

これらの数字を1件当たりに換算すると、申告漏れ所得金額は1,023万5,000円で、追徴税額は199万5,000円になります。

源泉所得税等の実地調査件数は11万6,000件で、このうち31.0%（非違件数3万6,000件）で非違があり、追徴税額304億円、調査1件当たりの追徴税額は26万3,000円になります。

さらに消費税についても虚偽の申告により不正に還付金を得るケースが見受けられるため、消費税還付申告法人のうち、6,721件に対する実地調査を行ったところ、このうち57.7%（非違件数3,880件）で非違があり、追徴税額は256億9,300万円になります。また、そのうち、不正計算があった件数は787件で、不正による追徴税額は58億3,400万円に及びます。

（注） 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

事業を行っていると思込まれる無申告法人に対しては、法人税2,593件、消費税1,989件の実地調査を実施し、法人税50億1,700万円、消費税58億8,900万円を追徴課税しました。

このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった件数は、法人税435件、消費税302件であり、法人税27億700万円、消費税15億7,900万円を追徴課税しました。

（注） 調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

不正発見割合の高い業種としては、1位：バー・クラブ（不正発見割合66.4%、不正1件当たりの不正所得金額1,319万9,000円）、2位：外国料理（同割合48.1%、同金額447万9,000円）、3位：大衆酒場・小料理（同割合41.8%、同金額512万8,000円）となっています。

海外取引法人等に対する実地調査を1万6,000件（前年対比121.2%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを4,500件（同134.9%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を3,670億円（同155.1%）把握しました。

国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、様々な角度から厳正な調査を今後も実施していくとしています。

不動産購入と税金

事務所や営業所、店舗など、法人はさまざまな目的で不動産を購入することがあるかと思います。

不動産を購入すると、購入したときにかかる税金、所有していることにかかる税金、そして法人税など、さまざまな税金の影響を受けます。今回は、不動産購入と税金がどのような関係にあるのかを解説していきます。

1. 不動産を購入したときに必要な税金

◇法人の不動産購入には、不動産取得税がかかる

不動産を購入したときには、その取得に対して一度だけ不動産取得税がかかります。不動産取得税は各都道府県に支払う税金です。不動産取得税の計算式は以下のとおりです。

① 通常の不動産取得税

$$\text{不動産取得税} = \text{固定資産評価額} \times \text{税率}$$

② 平成30年3月31日までに宅地を取得した場合

$$\text{不動産取得税} = (\text{固定資産評価額} \times 1/2) \times \text{税率}$$

※ 固定資産税評価額は、各自治体が管理する固定資産課税台帳に登録されている価格です。市区町村等で閲覧できるほか、固定資産税の納税通知書などにも記載されています。

・税率

取得日		2018年3月31日まで	2018年4月1日以降
土地		3%	4%
家屋	住宅	3%	
	非住宅	4%	

2. 法人の不動産購入と登録免許税

不動産を購入したときには、法務局で不動産の所有権移転登記を行う必要があります。その所有権移転登記にかかる税金が登録免許税です。登録免許税の計算式は以下のとおりです。

$$\text{登録免許税} = \text{固定資産評価額} \times \text{税率}$$

・税率

所有権移転登記		2019年3月31日まで	2019年4月1日以降
売買	土地	15/1,000	20/1,000
	建物	20/1,000	

上記は、あくまで不動産の売買における所有権移転の税率です。新たに建物を建築した所有権保存登記などでは、税率は変わるので注意してください。

3. 法人の不動産購入にかかるその他の税金

不動産取得税や登録免許税以外の税金についても見ていきましょう。

① 印紙代

不動産を購入したときの売買契約書や領収書には、印紙を貼る必要があります。印紙代は記載されている金額や添付する書類の種類などで金額が異なります。不動産購入に関する印紙代は以下となります。

・不動産売買契約書

記載された契約金額	2018年3月31日まで	2018年4月1日以降
1万円未満のもの	非課税	非課税
10万円未満のもの	200円	200円
50万円以下のもの	200円	400円
100万円以下のもの	500円	1,000円
500万円以下のもの	1,000円	2,000円
1,000万円以下のもの	5,000円	10,000円
5,000万円以下のもの	10,000円	20,000円
1億円以下のもの	30,000円	60,000円
5億円以下のもの	60,000円	100,000円
10億円以下のもの	160,000円	200,000円
50億円以下のもの	320,000円	400,000円
50億円超のもの	480,000円	600,000円
契約金額の記載のないもの	200円	200円

・領収書

記載された契約金額	
5万円未満のもの	非課税
100万円未満のもの	200円
200万円以下のもの	400円
300万円以下のもの	600円
500万円以下のもの	1,000円
1,000万円以下のもの	2,000円
2,000万円以下のもの	4,000円
3,000万円以下のもの	6,000円
5,000万円以下のもの	10,000円
1億円以下のもの	20,000円
2億円以下のもの	40,000円
3億円以下のもの	60,000円
5億円以下のもの	100,000円
10億円以下のもの	150,000円
10億円超のもの	200,000円
契約金額の記載のないもの	200円

② 消費税

不動産の購入には、消費税のかかるものとかからないものがあります。具体的に言うと、建物には消費税がかかり、土地は消費税がかかりません。

不動産購入の経理処理では、建物と土地の金額を分けなければならないため、契約時には、契約書等に建物の金額、消費税額、土地の金額が記載されているか確認しておきましょう。

4. 不動産を所有していると、固定資産税がかかる

不動産を購入し、所有していると毎年、固定資産税と都市計画税がかかります。固定資産税は、固定資産を所有していることに対してかかる税金です。一方、都市計画税は道路事業や公園事業など財源にあてるための税金です。固定資産税と都市計画税の計算式は以下のとおりです。

固定資産税 = 固定資産評価額 × 1.4%

都市計画税 = 固定資産評価額 × 最大0.3%

※ 都市計画税の税率は自治体ごとで異なります。所有している不動産が住宅等の場合は、軽減措置があります。

5. 不動産の購入代金と経費

◇建物は減価償却で毎年経費に

ここまで不動産を取得したとき、もしくは所有しているときにかかる税金について見てきました。ここからは、不動産購入と法人税の関係について見ていきましょう。

不動産の購入代金が経費になるかどうかは、建物と土地で扱いが異なります。

建物は、購入してから長い期間使用し、時の経過とともに老朽化し価値を減少させていくため、購入金額（取得価額）を毎年少しずつ経費にしていきます。これを「減価償却」といいます。

何年で経費にできるか（耐用年数）は、鉄筋コンクリート造なのか木造なのかといった建物の構造や用途で異なります。

減価償却の方法には、次の2つがあります。

・定額法

毎年決まった金額を経費にする

建物は定額法しか選択できません。例えば3,000万円の建物を30年で償却する場合は、1年間で100万円が経費になります。

※ 実際の計算では数百円の誤差が生まれる場合があります。

・定率法

初年度に大きな金額を経費にし、それ以降は少しずつ経費になる金額が減る

◇土地は減価償却できず経費にもならない

土地も建物のように長い期間使用します。

しかし、土地は時の経過とともに老朽化しないため、価値も減少しません。そのため減価償却できず、購入代金は経費になりません。土地は売却したときに、売却金額と購入代金の差額が利益または損失として計上されます。

6. 法人の不動産購入と経理処理

◇不動産の取得価格に含めるもの、含めなくていいもの

不動産を購入するためにかかった費用と実際に使い始めるまでにかかった費用はすべて、原則として経費とせず不動産の取得価額に含める必要があります。例えば、仲介手数料や造成費用などが相当します。ただし、登録費用、不動産取得税や登録免許税などの取得に伴う税金、不動産を使い始める前に支払った借入金の利子は、不動産の取得価額に含めず経費にしてもよいことになっています。

もちろん、取得価額に含めても問題ありません。法人の利益等を考慮して経理処理するようにしましょう。

◇土地と建物は分けて記帳しよう

不動産を購入したことを帳面に記載する場合は、土地と建物に分ける必要があります。それは、次の2つの理由からです。

① 消費税

不動産購入にかかる税金のところでも説明しましたが、建物には消費税がかかり、土地には消費税がかかりません。法人は、決算の時に国に納める消費税の金額を計算します。

簡単に言うと、売上などで預かった消費税から、経費などで支払った消費税を差し引いて求めます。建物にかかる消費税は、経費などで支払った消費税に該当します。

消費税の計算を正しく行うためにも、消費税のかかる建物と消費税のかからない土地を分けて記帳する必要があります。

② 減価償却費

建物は減価償却をして毎年少しずつ取得価額を経費にしますが、土地は減価償却できません。経費の金額を正しく計算するためにも、減価償却できる建物と減価償却できない土地を分けて記帳する必要があります。土地は売却したときに初めて損益に影響しますが、土地と建物を分けて記帳することで、売却時の損益もきちんと計算することができ、税金の金額も正しく計算できます。

7. 最後に

法人が不動産を購入すると、不動産の購入に対してかかる税金や、所有していることにかかる税金など多くの税金がかかります。また、法人税や消費税にまで影響を与えます。不動産を購入することを考えている、もしくは不動産を購入した場合は税金の知識を付け、正しく処理できるようにしましょう。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

6 損金となる交際費

(3) 交際費とならないもの

交際費、会議費、福利厚生費については、会社の経理上で何にあたるのか迷われる方も多い項目です。

交際費は、税法上で取扱い規定があるために、税法上で定義が決まっています。会社の交際費を無制限に損金として認めると、不必要な浪費を招く場合があります、そのために税収も少なくなる可能性があるのです。交際費については一定の支出を超えると、会社の損金として認められないのです。

具体的には、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用」を交際費といいます。

簡単にいうと、得意先や仕入れ先などを接待をしたり、贈り物をしたときの支出になります。

しかし、次のような性質を持っている費用は、交際費にならないことになっています。

① 寄付金

金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいいます。一般的に寄附金、拠出金、見舞金などと呼ばれるものは寄附金に含まれます。

② 売上割戻し

法人が得意先に対して、売上高や売掛金回収高に比例または売上高の一定額ごとに金銭で支払う売上割戻し。得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出する費用は、税務上の交際費等には該当しません。

③ 広告宣伝費

不特定多数の者に対して、会社や商品等を宣伝するために要する費用です。キーワードは「不特定多数の者」です。不特定多数の者とは、一般消費者のことです。会社から特定することの出来ないお客様のことをいいます。

④ 福利厚生費

福利厚生費は、従業員の慰安のために通常必要な費用です。つまり従業員の労をねぎらうような費用のことです。具体的には、従業員やその従業員の家族などに対して祝金や香典を支出した費用や、会社名義のスポーツクラブの会費、従業員が一律に参加する忘年会などの支出がこれにあたります。

⑤ 給与

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいうをいいます。給与には残業代や手当、ボーナスといったものが含まれます。給与は給料よりも範囲が広く考えられており、会社から受け取る報酬はすべて「給与」と呼ぶことが正解です。

そして給与は、お金で受け取るものだけではないことに注意しておくべきでしょう。

なお、更に次のようなものも、交際費にならないことになっています。

イ もっぱら、従業員の慰安のために行われる運動会、旅行などの費用

ロ カレンダー、手帳、うちわ、扇子などを配るための費用

ハ 会議で、お菓子、弁当、飲み物などの、もてなしをする費用

ここでいう、飲み物には、

ビール・お酒など

アルコール類が含まれます。

だからといって、宴会なみにアルコールがだされた場合には、交際費となります。

せいぜい、1人あたりビール1本程度ではないでしょうか。

とにかく、その目的は会議です。

お酒を飲むことが目的ではありません。

ニ 新聞、雑誌などの座談会、取材のための費用

ホ 一定の書類を保存している場合の

1人当たり5,000円以下の飲食等の費用

ただし、役員・従業員とこれらの親族に対する者は除く

一定の書類とは、次の事項を記載した書類となります。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 参加した得意先等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 参加した者の数
- ④ 費用の金額、飲食店等の名称、所在地
- ⑤ その他参考となる事項

(4) 売上割戻し

売上割戻しというのは、売り上げたものやサービスの量に応じて、あらかじめ取り決めておいた割合の金額の一部を、得意先に戻すことを指します。

一般的には、

「リベート」や「キックバック」

といった表現で表されることも多くなっています。

これらの費用は、得意先において収益に計上されることとなります。

したがって、支払う会社においては、

売上割戻し

として損金になります。

交際費にはなりません。

売上割戻しと間違いやすい勘定科目として、「**売上値引**」が挙げられます。売上割戻しと売上値引の違いについては、「購入する量が少なくても適用されるか」という点で判断します。

売上値引は、売り上げたものが1つであっても適用されます。例えば、おもちゃの外箱にキズが付いているために定価より10%値引といったことは、その典型的なものです。

「売上」という言葉が付いてしまうために分かりにくくなってしまっている部分もありますが、日常で行っている「キックバック」や「値引処理」のことだと考えてしまえば混乱することはないでしょう。

ところで、売上割戻しであっても、その支払いかたによって、交際費となるケースがあります。

売上割戻しの支払いかたには、3つあります。

いちばんオーソドックスなのは、

現 金

で支払う方法です。

この場合には、当然のことながら交際費とはなりません。

残りの2つの支払いかたは、

「モノ」をあげる

「旅行」などに連れて行く

ことです。

この2つによって支払われた場合には、
交際費
となります。
いかに、キチンとした基準に基づいていても、交際費となります。
ただし、「モノ」をあげる場合において、それが、
事業用資産
少額物品
であれば、
交際費とはならない
ことになっています。
ここでいう事業用資産とは、
得意先において
商品として売れるモノ
固定資産として使うモノ
をいいます。

例えば、家電メーカーが、得意先に売上割戻しとしてあげる
冷蔵庫、洗濯機…（商品）
複写機、レジスター…（固定資産）
などをいいます。
また、少額物品とは、
買ったときの値段が、
おおむね3,000円以下であるモノ
換物品の種類が特定されているものであること
をいいます。
この3,000円は、
買ったときの単価で
判定します。

例えば、

ビール券は、1枚で、
ウイスキーは、1本で、
ビールは、1本で、

判定します。

引換物品の種類が特定されていないものって逆になんだろうと、調べてみますと、

ブラックゾーン：旅行券
グレーゾーン：商品券、JCBギフト
ホワイトゾーン：ビール券、お米券

というような、感じです。

。

したがって、交際費にならない売上割戻しをするポイントは、

現金で支払うか
事業用資産であげるか
少額物品をあげるか

です。

当然のことながら、明確な基準に基づいて支払うリベートでなければなりません。

◆◇ま と め◇◆

- 1 交際費は全額損金不算入である。
- 2 しかし、資本金が1億円以下の会社は、年間800万円までの全額が損金算入される。年間800万円以上の場合は、800万円
(注) 資本金5億円以上の会社に100%株式を所有されている場合、
資本金が5億円以上の**複数の会社**に100%株式を所有されている場合、この特例の適用がない
- 3 税法上の交際費の範囲は広い。
- 4 従業員の慰安のための費用は、交際費にならない。
- 5 カレンダー・手帳などの費用も交際費にならない。
- 6 会議でビール・お酒(1本程度)がでて、交際費にならない。
- 7 1人当たり5,000円以下の飲食等は、交際費等にならない
- 8 リベートは、現金で支払わないと交際費になる。
- 9 しかし、事業用資産や少額物品をあげた場合には、交際費とならない。
- 10 少額物品とは、買ったときの値段が、おおむね3,000円以下のモノである。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

国等に対して財産を寄附した場合

事例

私は画家として生計を立てていますが、この度、友人が役員を務めている公益法人である美術館から、私が描いた絵を譲ってほしいと頼まれました。自分の描いた絵ですし、親友からの頼みということもあって寄付することにしました。友人の話によると、公益法人に財産等を寄附した場合には、みなし譲渡所得が非課税となる特例があるそうですが、この特例を受けることができるでしょうか。

◇アドバイス◇

あなたは画家として生計を立てていますので、あなたが描いた絵は事業所得の基因となるたな卸資産に当たります。

◆◇解 説◇◆

贈与契約に関しては、民法上では個人間だけに限定してはおりません。そのため、個人と法人、または法人間で贈与が行われることもあるということになります。贈与における個人と法人の関係は、以下の4つの形式に分類することができます。

- ①個人から個人への贈与、②個人から法人への贈与、③法人から個人への贈与、④法人から法人への贈与、となります。

形式によっては、お金や物をあげた（贈与した）人である「贈与者」と、お金や物をもらった人である「受贈者」の両者とも税金がかかります。

法人に対して資産を贈与したときは、原則として、贈与した時の時価で譲渡したものとみなされ譲渡所得が課税されます。ただし、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人その他公益を目的とする事業を営む法人（学校法人、社会福祉

法人、更生保護法人、宗教法人等）に対する財産の贈与又は遺贈（法人を設立するためにする財産の提供を含みます）で、これらの贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉法人への貢献その他公益の増進に著しく寄与する場合において、国税庁長官の承認を受けたときには、所得税は非課税とされます。

上述したとおり、法人に対して資産を贈与したときは、原則として、贈与したときの時価で譲渡したものとみなされ譲渡所得が課税されますが、公益法人等に対して資産を贈与し、国税庁長官の承認を受けたときは譲渡所得が課税されません。しかし、お尋ねの場合、あなたは画家として生計を立てていますので、あなたが描いた絵は事業所得の基因となるたな卸資産に当たります。たな卸資産を一定の者に贈与した場合には、その年分の事業所得の金額の計算上、その贈与があった時におけるたな卸資産価額を総収入金額に算入することになります。

したがって、あなたは寄付した時における絵画のたな卸資産としての価額を事業所得の総収入金額に算入することとなりますので、みなし譲渡所得を非課税とする特例の適用を受けることはできないものと考えます。

◆ 参 考 ◆

公益法人等の取り扱いは、寄付財産を継続して公益目的事業に利用しなければならず、寄付財産を譲渡した場合には、非課税承認が取り消されてしまいます。しかし、2年以上公益目的事業の用に直接供した寄付財産を譲渡した後、譲渡収入の全額をもって同種の資産等を購入（買換）した場合には、非課税承認が継続される特例を適用できます。

平成30年度改正においては、下記の要件を満たすことにより、寄付財産の最低利用期間2年が撤廃され、なおかつ、異種資産の買い替えでも非課税承認が継続されることとなりました。

- ① 非課税承認に係る公益法人等は、国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人であること
- ② 次の法人の区分に応じて、それぞれに掲げる方法により管理している寄付財産を譲渡したこと
 - ・ 国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人……一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（所轄庁の証明が必要）
 - ・ 学校法人、社会福祉法人……寄付を受けた法人の財政基盤又は経営基盤の強化を図るために、一定の金額を基本金に組み入れる方法
- ③ 上記②の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得し、これを上記②の方法で管理すること
- ④ 非課税承認に係る公益法人等が、上記②の譲渡の日の前日までに、一定の事項を記載した届出書及び譲渡財産が上記②の方法で管理されたことを確認できる書類の写しを所轄税務署長に提出すること

しかし、継続の適用を受けられない場合は、対象財産の全部又は一部について、課税の対象となる可能性もあります。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎器具備品の仕訳

1. 器具備品とは

(1) 器具備品の定義・意味など

器具備品とは、耐用年数が1年以上又は取得価額が10万円又は30万円以上の一般的な器具・備品に支出した費用を管理するための資産勘定をいう。

(2) 器具備品の目的・役割・意義・機能・作用など

器具備品勘定と類似した勘定科目に工具器具備品勘定があるが、工具（＝工場で使われる加工作業の道具）は製造業や建設業に特有のものであるため、これ以外の業種では、工具器具備品から工具を除外して器具備品という勘定科目が使用されることが多い。

(3) 器具備品の範囲・具体例

器具備品の範囲

◇取得価額が10万円又は30万円以上の器具・備品

会計上は、耐用年数が1年以上の器具・備品はすべて有形固定資産として器具備品勘定を用いて資産計上し、減価償却をする。

しかし、取得価額が10万円未満の場合、税法（法人税法・所得税法）により、少額減価償却資産として、取得時に取得価額の全額を必要経費又は損金に算入することが認められている（→少額減価償却資産の即時償却（一時償却））。

さらに、租税特別措置法の特例により、青色申告者である中小事業者・中小企業者等の場合は、取得価額30万円未満のものについても、取得時に取得価額の全額を必要経費又は損金に算入することが認められている（→少額減価償却資産の即時償却（一時償却）の特例）。

会計実務は税法上の処理にしたがうことが多いので、この少額減価償却資産の基準である取得価額10万円又は30万円以上を基準にして、この額以上であれば、器具備品勘定を用いて資産計上する。

したがって、耐用年数が1年以上であっても、取得価額が10万円又は30万円未満の器具・備品は消耗品費勘定などを用いて取得時に費用処理をする。

(4) 器具備品の具体例

- ・家具

- ・机（事務机など）・椅子・応接セットなど
- ・キャビネット
- ・パソコン※
 - ※ パソコンについては、本体（OS含む）・ディスプレイ・キーボード・マウスなどのセットで10万円以上であれば、器具備品などの科目で処理をする。
- ・コピー機（複写機）
- ・FAX（ファックス）
- ・電話設備などの通信機器
- ・カメラ
- ・エアコン
- ・テレビ
- ・冷蔵庫
- ・時計
- ・カーテン・じゅうたん
- ・観賞用の植物・動物
- ・自動販売機
- ・その他オフィスで使用する家庭用品・理容（美容）機器・医療機器・娯楽用品・スポーツ用品
- ・美術品等
 - ・絵画
 - ・書画
 - ・骨董
- ・看板

2. 器具備品勘定の決算等における位置づけ等

◇器具備品の財務諸表における区分表示と表示科目

貸借対照表 > 資産 > 固定資産 > 有形固定資産 > 器具備品

3. 器具備品の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

期中に器具備品を購入したときは取得原価で評価したうえ、器具備品勘定の借方に記帳して資産計上する。そして、その後耐用年数にわたって毎決算期に定額法や定率法などの償却方法による減価償却により費用処理していく。

◇取得原価主義の適用

資産としての器具備品の評価基準については、原則どおり、取得原価主義が適用される。

(2) 減価償却

原則

◇一般の減価償却資産

期中に有形固定資産を購入したときは、会計上、原則として、減価償却資産として、該当する資産勘定の借方に記帳して資産計上したうえ、その後耐用年数にわたって毎決算期に定額法や定率法などの償却方法による減価償却により費用処理していく。

例外

◇ 特別の減価償却資産

- ・ 少額減価償却資産
- ・ 一括償却資産

税法により、取得価額が20万円未満の減価償却資産は一括償却資産として、通常の減価償却の方法とは異なり、3年間で均等償却することもできる（→一括償却資産の3年均等償却）。

◇ 非減価償却資産

- ・ 美術品等

次に掲げる美術品等については資産計上はするが、非減価償却資産として減価償却をすることができない。

- ① 古美術品・古文書・出土品・遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- ② 取得価額が1点100万円以上であるもの※

(3) 器具備品の管理

◇ 帳簿管理

固定資産台帳など

器具備品は、その取得、減価償却、除却、売却などといったすべての処分を固定資産台帳に記録して管理する。

特に減価償却については、器具備品の取得価額等により、税法上、したがって、会計上の処理が異なってくるので管理が必要になってくる。

なお、固定資産台帳は、青色申告で簡易簿記方式による場合であっても、経費帳などとともに標準的に備え付けるべき帳簿のひとつとされている。

(4) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 1組10万円未満の器具備品を大量購入し、未使用があるとき

例題 当社は業務用の「柱時計」（1個15,000円）を4月5日に50個購入し、小切手にて支払いをしたが、営業所の建設が遅れたため、9月末日の決算日まで20個は未使用である。

4/5	消耗器具備品費	750,000	当座預金	750,000
9/30	貯蔵品	300,000	消耗器具備品費	300,000

★ポイント★ 1個、1組、1そろい単位で、10万円未満の器具備品は無条件に損金になるのではなく、①その資産を事業の用に供し、②損金経理していなければ損金にならないので注意を要する。

2 新築ビルに取り付けた天井の照明器具の仕訳のとき

例題 本社の新築ビルが完成し、工事費2億円を小切手で支払った。工事費のうち天井にはめ込んで固定してある照明器具は、1個の取得価額がいずれも10万円未満であるが、全部で300万円の内訳である。

建	物	197,000,000	当座預金	200,000,000
建物付属設備		3,000,000		

★ポイント★ 上記の場合1個単位ではなく、照明設備全体でもって1つの取引単位として、10万円未満かどうか判定する。よってこの場合は、全額一度に損金にはできない。

3 賃貸ビルの間仕切り用の鋼製パネルを購入したとき

例題 当社は、営業所に貸ビルの一室を賃貸している。このたび、所長室と事務室を仕切るため、間仕切り用の鋼製パネル10枚を使用した。1枚の価額は5万円で50万円を小切手払いした。

建物付属設備	500,000	当座預金	500,000
--------	---------	------	---------

★ポイント★ 間仕切りの場合、完成された状態でのものを1つの取引単位と判定する。工事単位で10万円未満を判定することとなる。

4 百科事典全30巻を購入したとき

例題 当社では備付け図書として、K社の百科事典全30巻を購入した。全巻60万円で1巻の価額は3万円未満である。代金は未払いである。

器具備品	600,000	未払金	600,000
------	---------	-----	---------

★ポイント★ 1そろいではじめて効用が発揮されるので、60万円を単位として資産に計上することとなる。

4. 器具備品の税務・税法・税制上の取り扱い

◇ 消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

・課税取引

消費税法上、器具備品は課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。